

高年齢者等職業安定対策基本方針（抜粋）

＜平成 17 年 4 月 1 日 厚生労働省告示第 205 号＞

第3 事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項

2 高年齢者雇用確保措置に関する指針

65歳未満定年の定めをしている事業主は、高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、労使間で十分な協議を行いつつ、次に示すような事項の推進に努めるものとする。

（1）高年齢者雇用確保措置の実施

高年齢者が、その意欲と能力に応じて65歳雇用導入プロジェクトまで働くことができる環境の整備を図るため、法に基づき、平成18年3月末までに62歳までの、平成19年3月末までに63歳までの、平成22年3月末までに64歳までの、そして平成25年3月末までに65歳までの高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じる。その際、継続雇用制度の導入を選択し、その対象となる労働者に係る基準を定めた場合には、具体的かつ客観的な基準を労使で定める。

また、法の趣旨を踏まえ、可能な限り早い時期に65歳までの安定した雇用の確保が図られるよう必要な措置を講じるよう努める。